

「事故」の定義についての検討

(分担研究：小児の事故とその予防に関する研究)

衛藤 隆¹⁾、山中龍宏²⁾、清水美登里³⁾、梅田 勝⁴⁾、
田中哲郎⁵⁾、水田隆三⁶⁾

要約： 昨年度までの本研究班の成果をふまえ、事故を研究対象とする場合に必要となる「事故の定義」につき検討した。これまでに報告された事故の定義に関する資料をもとに、平成3年5月25日、報告者間で討議し、次のような試案を作成した。「事故とは、予期せざる外的要因が短時間作用して、人体に障害を与えたり正常な生理機能の維持に悪影響を及ぼすものをいう。」

見出し語： 事故、定義、共通理解

研究目的 昨年度までの本研究班の成果をふまえ、われわれが事故を研究対象とする場合に「事故とはそもそも何か」という定義の問題を一度討議しておく必要があることを認識した。事故として取り扱われる事象は、種類が非常に多く、またその重症度がごく軽いものから死に至るほどのものまで広い範囲にわたっているため、実態調査を行うと、この事象は事故とみなすべきかどうか調査者が迷う場面がしばしばおこる。客観的な事故の調査研究を行う上で、研究者間の共通理解としての事故の定義を定めることを目的として共同で討議した。

研究方法 内外の研究者によりこれまでに提唱された事故の定義についての資料を収集し、比較検討した。平成3年5月25日、衛藤、山中、清水、梅田、田中、水田の6名が集まり、事故の定義について討議した。

結果 米国のJ. Waller¹⁾は「事故(Injury)とは、以下にあげる5種類のエネルギー (Physical energy)のうちの1つが、個体に急激に移転することによるか、あるいは生命の維持に必要な正

常のエネルギー代謝が突然さえぎられる(例えば、窒息や低体温)ことにより生ずる組織の障害である。5種類のエネルギーとは運動、機械的、熱、化学的、電気的または放射線エネルギーである。」と定義している。注：Original textは以下の通りである。

Injury is tissue damage resulting either from acute transfer to individuals of one of the five forms of physical energy (kinetic or mechanical, thermal, chemical, electrical or radiation) or from sudden interruption of normal energy patterns necessary to maintain life processes (as with asphyxiation and hypothermia).

また、英国の家庭内事故調査システム(HASS)およびレジャー事故調査システム(LASS)においては「事故とは意図的でないあらゆる障害や、障害の疑いがあるものをいい、その原因は問わない。」定義している。²⁾

日本においては、昭和45年(1970年)、日本

1) 国立公衆衛生院母子保健学部 (Department of Public Health) 2) 焼津市立総合病院小児科 3) 和歌山県岩出保健所 4) 前和歌山県保健環境部 5) 東京医科大学八王子医療センター小児科 6) 京都第二赤十字病院小児科

Maternal and Child Health, The Institute of 3) 和歌山県岩出保健所 4) 前和歌山県保健環境部 5) 東京医科大学八王子医療センター小児科 6) 京都第二赤十字病院小児科

児童学会による「事故とは予期せざる物理的外力が急激に短時間作用して人体に障害を与えたものをいう。ただし、中毒は除く。」という定義がある。³⁾

考察 われわれが目指す事故研究の究極の目標は人を死亡させたり、あるいは身体に障害を生ずるような事故を防止することである。この基盤に立って定義を考えたい。

事故にはいくつかの特徴があると考えられる。少なくとも事故の前には健康であった者が突然、意図せずに陥る状態であり、その要因としては外的な力が作用する。人間と環境の相互作用の中で起こる事故の種類には無限といってもよいくらい多数あり、しかも時間の経過（時代の変化）と共に新たな種類が付け加わりつつある。個々の事故の中身を考えると、かすり傷のような軽症なものから、死亡統計に登場するような溺死、交通事故（自動車乗車中のものと歩行者としてのもの）、窒息、火傷・熱傷、転落、毒物誤飲など重篤なものまで、非常にバラエティに富んでいる。

今後、上述の研究目標を持って小児および青少年の事故についての研究をすすめる上で、研究者間の共通認識としての事故の定義を定め、これを土台に個々の研究を進めることは意義あることと考える。また、国際的な比較や研究交流を推進する上で有益な内容の定義とする必要性を感じる。

以上を勘案した上で、われわれは試案として次のような事故の定義を提案したい。

「事故とは、予期せざる外的要因が短時間作用して、人体に障害を与えたり正常な生理機能の維持に悪影響を及ぼすものをいう。」（龍神村ワケショウ⁷，1991）

文献 1) Waller, J.: Injury Control: A guide to causes and prevention of trauma. Lexington Books, U.S.A., 1985.

2) 杉山太幹：私信，1992.

3) 赤松高之：子どもの事故とは何だろう．日本医事新報，No.3267: 95-97, 1986.



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:昨年度までの本研究班の成果をふまえ、事故を研究対象とする場合に必要となる「事故の定義」につき検討した。これまでに報告された事故の定義に関する資料をもとに、平成3年5月25日、報告者間で討議し次のような試案を作成した。『事故とは、予期せざる外的要因が短時間作用して、人体に障害を与えたり正常な生理機能の維持に悪影響を及ぼすものをいう。』